七飯町
第５期総合保健福祉計画

【第５期地域福祉計画】

令和６年３月

七　飯　町

目　次

第１章　計画策定の基本事項 1
１．計画の根拠と位置付け 1
２．計画の期間 3
３．策定体制 3
４．地域福祉推進のための圏域設定 4
５．計画の担い手 5
第２章　第４期地域福祉計画の推進状況と課題 6
１．第４期地域福祉計画の点検 6
２．町民アンケート調査結果 8
３．課題のまとめ 16
第３章　計画の基本的な考え方 17
１．基本理念 17
２．施策体系 18
第４章　推進する施策 19
基本目標１　支え合いのまちづくり 19
１．地域福祉の土壌づくり 19
２．支え合いの仕組みづくり 20
３．地域活動の促進 23
基本目標２　多様なサービスのまちづくり 25
１．情報提供と相談支援の充実 25
２．健康づくりの推進 27
３．生活支援の充実 29
基本目標３　安全・安心なまちづくり 31
１．防災・防犯対策の推進 31
２．権利擁護の推進 33
３．快適な生活環境の整備 35
第５章　計画の推進 37
１．住民・地域・町の協働による計画の推進 37
２．社会福祉協議会との連携による計画の推進 37
３．計画の推進及び進行管理 38
資料編 39
七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱 39
七飯町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿 41
計画策定経過 42

第１章　計画策定の基本事項

１．計画の根拠と位置付け

第５期地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる「第５次七飯町総合計画」及び「第５期総合保健福祉計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

具体的には、対象者ごとの個別計画として策定している高齢者の計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）、障がい者の計画（障がい者プラン・障がい福祉計画）、子どもの計画（子ども・子育て支援事業計画）、健康に関する計画（健康づくり基本計画・食育推進計画・自殺対策計画）に共通する理念や福祉ビジョンを踏まえて、住民の生活に密着した保健福祉サービス提供体制の基盤づくりを住民・民間事業者・七飯町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）・関係機関・行政の協働によって推進していくための指針となります。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置付け、成年後見制度※1を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制づくりを推進します。

併せて、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第８条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）
第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※1　成年後見制度
認知症の人、知的障害のある人及び精神障害のある人など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第８条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

２．計画の期間

本計画は令和６年度から令和11年度までの６年間を計画期間とします。

３．策定体制

（１）策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づく、「地域福祉部会」による提言を受け策定しています。

■策定体制

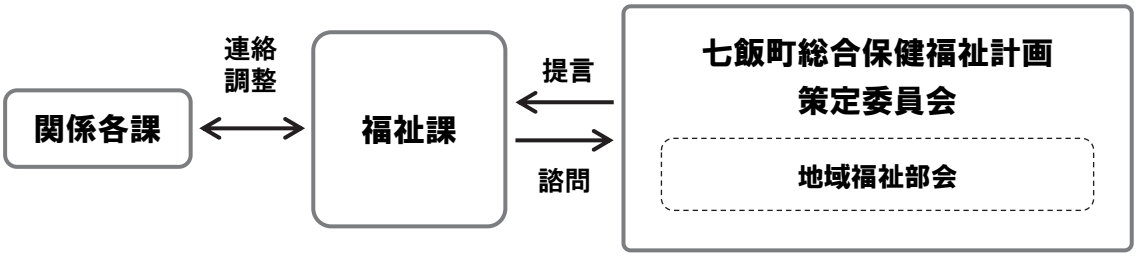

（２）意向把握

計画に住民（当事者や家族等）の意向を反映するため、アンケート調査を実施しました。

また、令和６年２月には七飯町政策意見提出制度（パブリックコメント制度）実施要綱に基づき、各計画素案について住民より意見募集を行います。

■アンケートの実施概要

対象者	18 歳以上の町民（令和５年６月１日時点）
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和５年８月
調査項目	地域での付き合いや活動、地域生活上の支援・情報、災害等緊急時における対応、福祉のまちづくり
配布数	1,000 票
回収数	有効回収数：405 票
回収率	有効回収率：40.5%

４．地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

当町では、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内全体を１つの生活圏域として設定してきました。

本計画では、住民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、地域住民の生活に密着した区域として、本町、大中山、大沼の各地域を「一次生活圏域」に設定し、住民の相互支援活動の環境づくりを進めます。

■当町の地域福祉推進の圏域

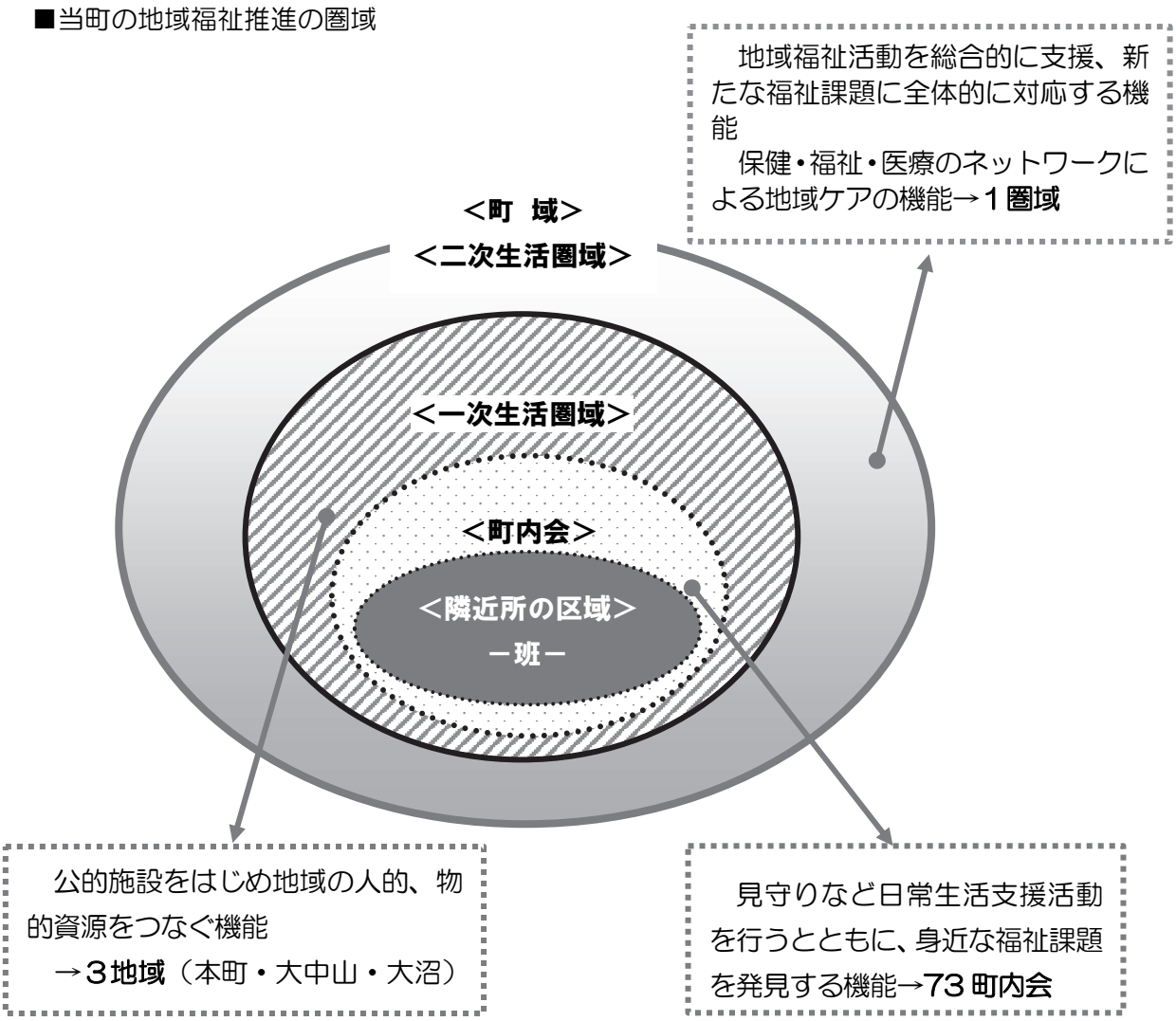

５．計画の担い手

本計画は、地域福祉の実現を目指して、住民と企業、町、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むべきものです。

住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことはもちろんですが、計画の策定に参加した団体をはじめ、各種団体や町が、計画の中に盛り込まれた「方針」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的に関わることが必要です。また、様々な地域福祉の問題について、地域の住民や町をはじめとする関係者が率直に話し合い、互いに知恵と力を出し合う機会をつくり、地域福祉の理念を広げていきます。

地域福祉活動の推進・調整役 **町社協**	→	**計画の中に盛り込まれた取組の具体化と各種団体活動への支援**
身近な相談相手 **民生委員児童委員**	→	**行政、町内会、各種団体等と連携した相談・援助活動の推進**
住民の生活基盤 **地域（町内会）**	→	**地域住民同士の支え合い事業の積極的な展開**
福祉サービスの拠点 **社会福祉法人等**	→	**専門機能を活かした各種団体や地域住民等と連携した活動の推進**
地域福祉活動の協力者 **各種団体・企業等**	→	**できることの提案、地域や他団体・企業等と連携した活動の推進**
地域福祉の周知・啓発、活動支援 **町（行政）**	→	**住民への地域福祉の周知啓発と関係機関・団体等の活動支援**

第２章　第４期地域福祉計画の推進状況と課題

１．第４期地域福祉計画の点検

第４期計画の計画期間中（平成30年度～令和５年度）に推進した施策・事業に関して、庁内の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を５段階で評価した結果は以下のとおりです。

■進捗評価の基準

評価の基準	得点
計画どおりに進捗しており、概ね順調である	100
現在、着手はしているが概ね順調とまではいえない	75
進捗は半分程度	50
計画から大幅に遅れている	25
実施していない	0

■施策の方向別の進捗度

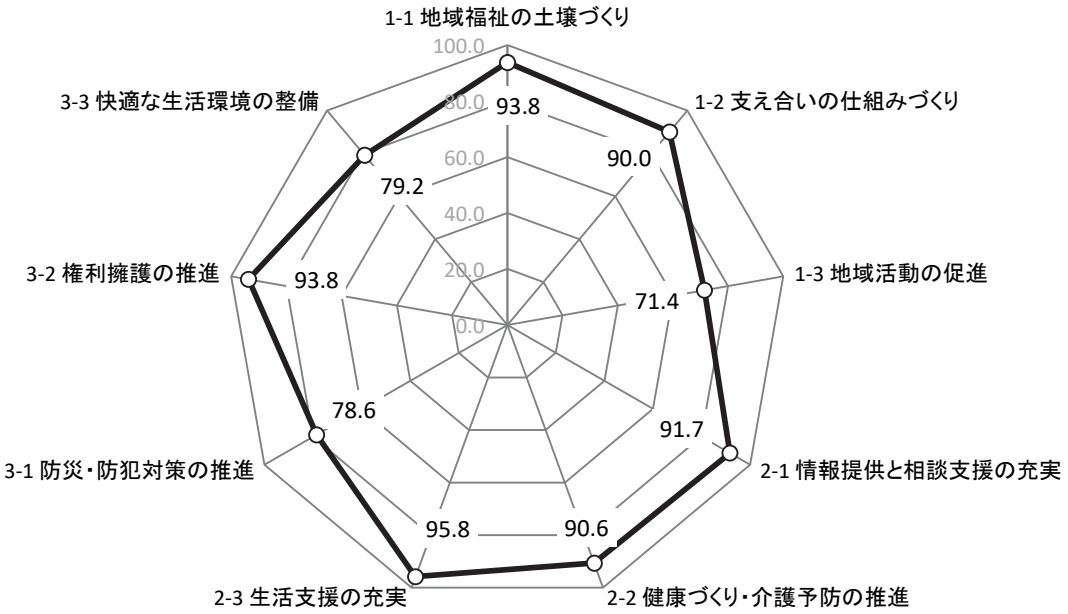

■基本目標別の進捗度

基本目標／施策の方向		事業数	実施状況※1（事業・取組数）					進捗度※2（%）
			A	B	C	D	E	
1　支え合いのまちづくり		16	7	8	0	1	0	82.8
	1-1 地域福祉の土壌づくり	4	3	1	0	0	0	93.8
	1-2 支え合いの仕組みづくり	5	3	2	0	0	0	90.0
	1-3 地域活動の促進	7	1	5	0	1	0	71.4
2　多様なサービスのまちづくり		20	14	6	0	0	0	92.5
	2-1 情報提供と相談支援の充実	6	4	2	0	0	0	91.7
	2-2 健康づくり・介護予防の推進	8	5	3	0	0	0	90.6
	2-3 生活支援の充実	6	5	1	0	0	0	95.8
3　安心・安全なまちづくり		17	8	6	3	0	0	82.4
	3-1 防災・防犯対策の推進	7	2	4	1	0	0	78.6
	3-2 権利擁護の推進	4	3	1	0	0	0	93.8
	3-3 快適な生活環境の整備	6	3	1	2	0	0	79.2
計画全体		**53**	**29**	**20**	**3**	**1**	**0**	**86.3**

※１：評価は、A:概ね達成、B:75%程度達成、C:50%程度達成、D:25%程度達成、E:未実施
※２：進捗度は５段階評価のスコア（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）による加重平均の値

計画全体でみると、合計53施策のうちＡ評価及びＢ評価の合計が49施策となっており、進捗度も86.3%となっていることから、自己評価としての施策の進捗度は高い状況となっています。

施策の方向別にみても進捗度が90%を超えているものが多くなっていますが、進捗度が90%未満をみると、「１　支え合いのまちづくり」の中では「1-3 地域活動の促進」が71.4%となっており、コロナ禍により地域福祉懇談会の開催支援の部分で活動が十分に行えなかったことがその要因となっています。

また、「３　安心・安全なまちづくり」の中では、「3-1 防災・防犯対策の推進」が78.6%、「3-3 快適な生活環境の整備」が79.2%と80%を下回っています。

これは、近年は防災訓練が実施できていないことや、公共交通機関のバリアフリー化や町道への点字ブロック設置がそれほど進んでいないことが要因となっています。

２．町民アンケート調査結果

（１）地域における近所付き合いについて

地域における近所付き合いについて全体でみると、「あいさつをする程度の人がいる」が35.3%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」（30.9%）、「困ったときに助け合う親しい人がいる」（15.8%）が続いています。

年齢別でみると、18～29歳は「あいさつをする程度の人がいる」が60.5%となっています。また、30代及び50代は「困ったときに助け合う親しい人がいる」が10%以下となっています。

居住地域別※2に「困ったときに助け合う親しい人がいる」をみると、大沼地区が22.6%と他の地区に比べて多くなっています。

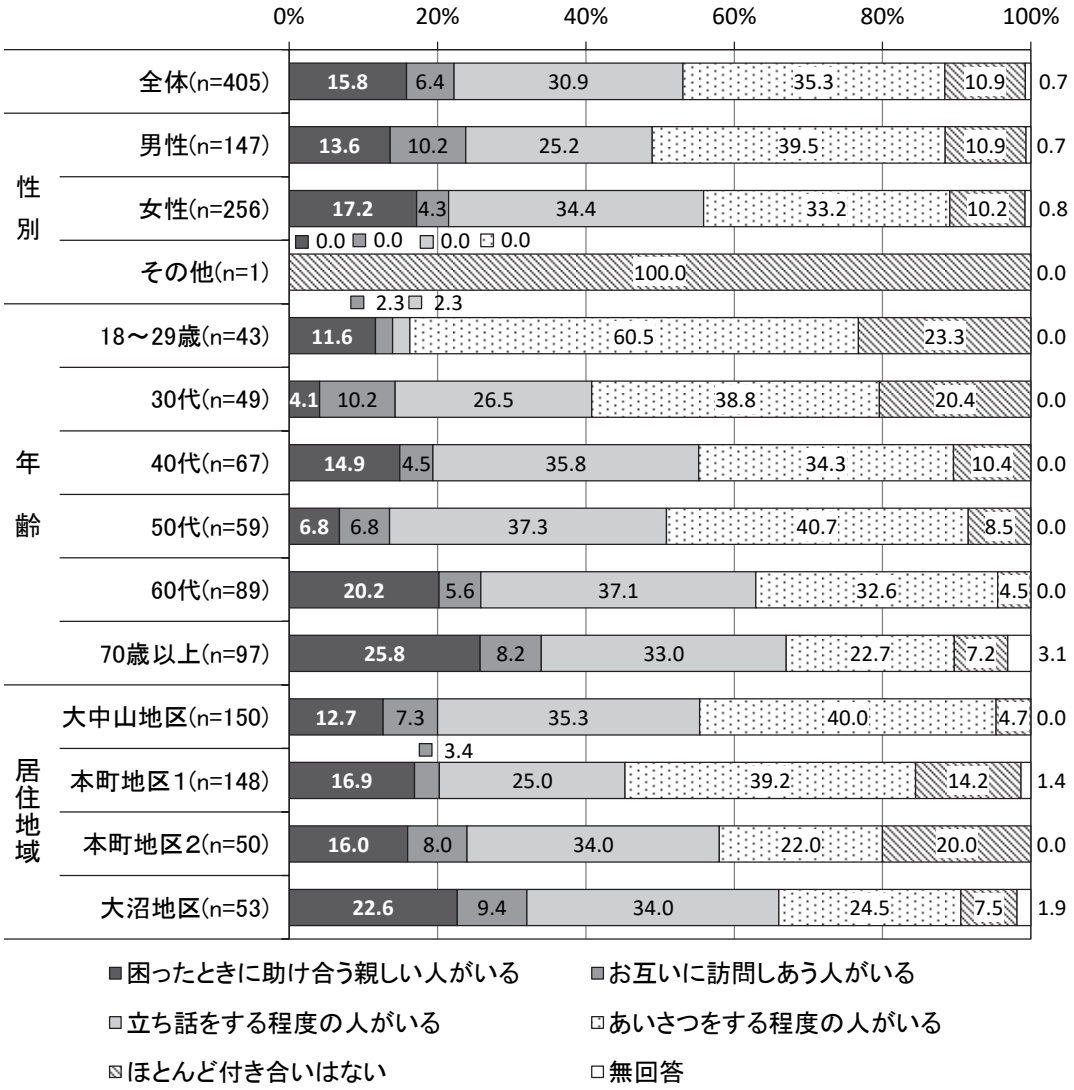

※2 「居住地域別」について
本町地区１：本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、鶴野　　本町地区２：上藤城、藤城、峠下、仁山
大中山地区：大中山、大川、中野、中島、豊田　　大沼地区　：大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

（２）地域活動への参加意向

地域活動への参加意向を全体でみると、「是非参加したい」（4.0%）、「機会があれば参加したい」（59.3%）の合計63.3%に参加の意向がある状況です。

男女別でみると、女性より男性の方が参加の意向がある方がやや多くなっています。

年齢別に「是非参加したい」「機会があれば参加したい」の合計をみると、70歳以上が最も多く、18～29歳は50%を下回っています。

居住地域別に「是非参加したい」「機会があれば参加したい」の合計をみると、本町地区２が58.0%と他の地区と比べて少なくなっています。

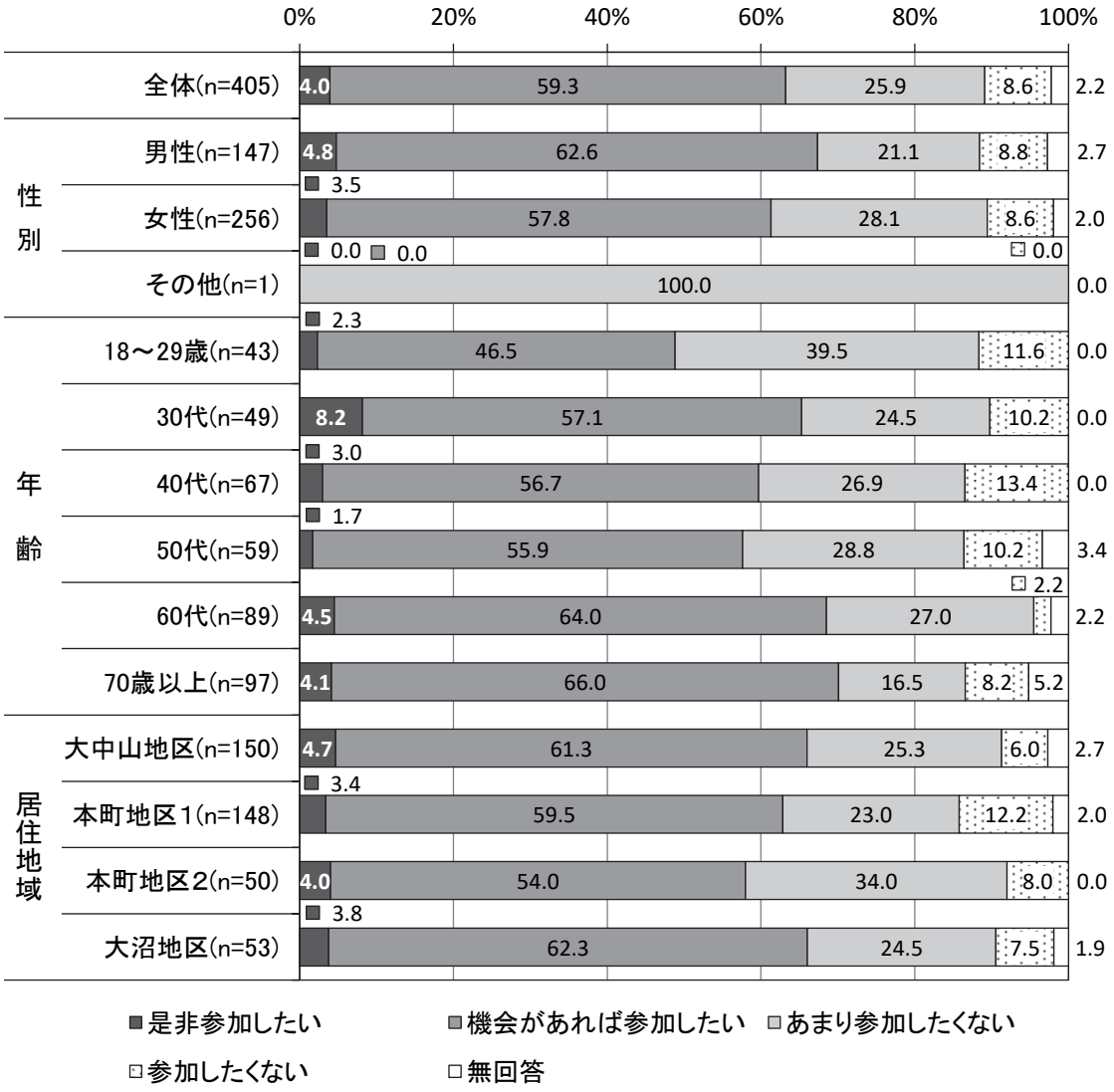

（３）地域活動を活発にしていくために必要なこと【複数回答】

地域活動を活発にしていくために必要なことを年齢別でみると、40代以上は「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が最も多くなっており、特に60代は56.2%と他の年齢と比べて多くなっています。また、18～29歳は「わからない」、30代は「地域での子どもの活動を活発に行う」がそれぞれ最も多くなっています。

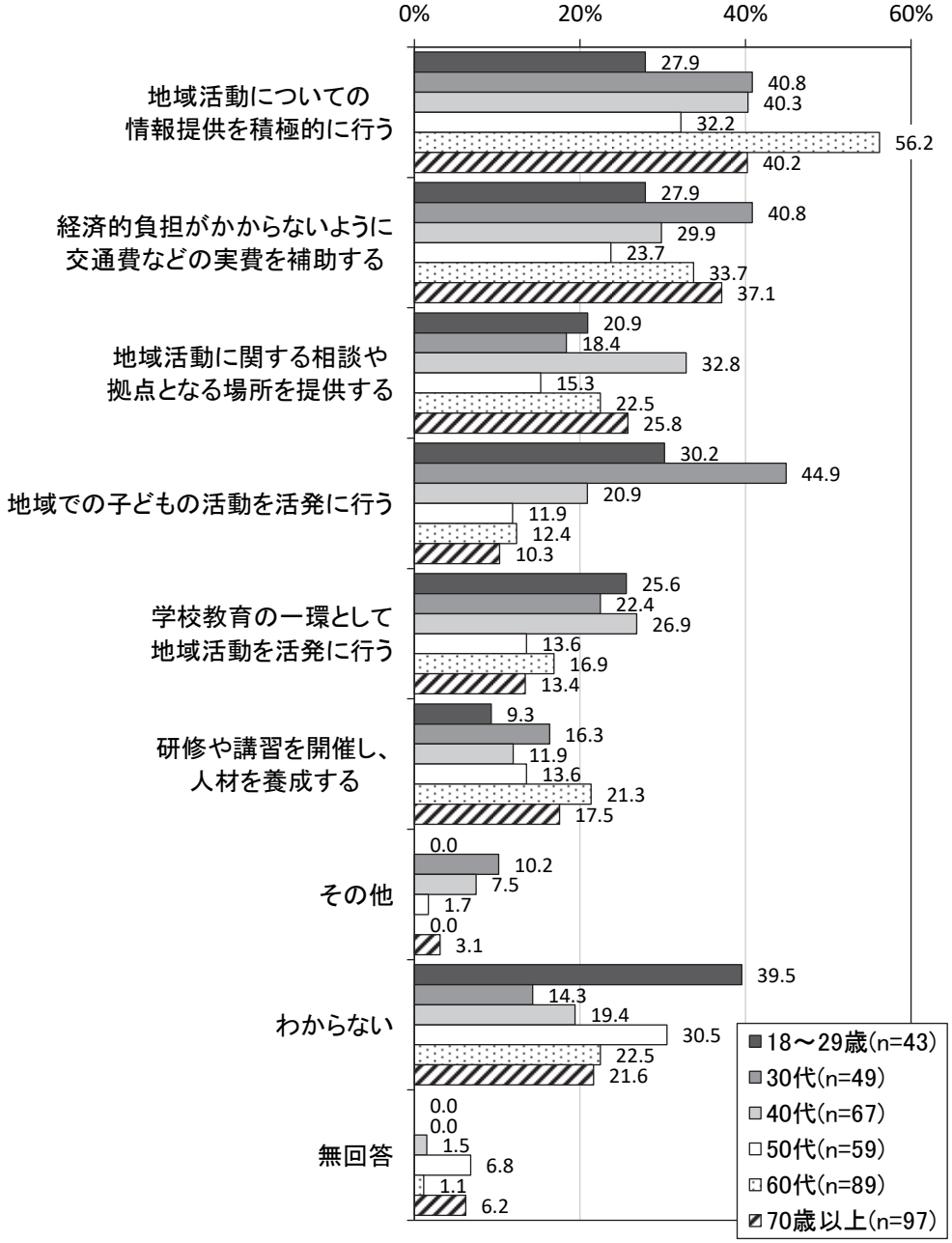

（４）地域で協力して行った方がいいと思うこと【複数回答】

地域で協力して行った方がいいと思うことを居住地域別でみると、「災害時の避難・救助や防災対策」「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が上位回答になっています。

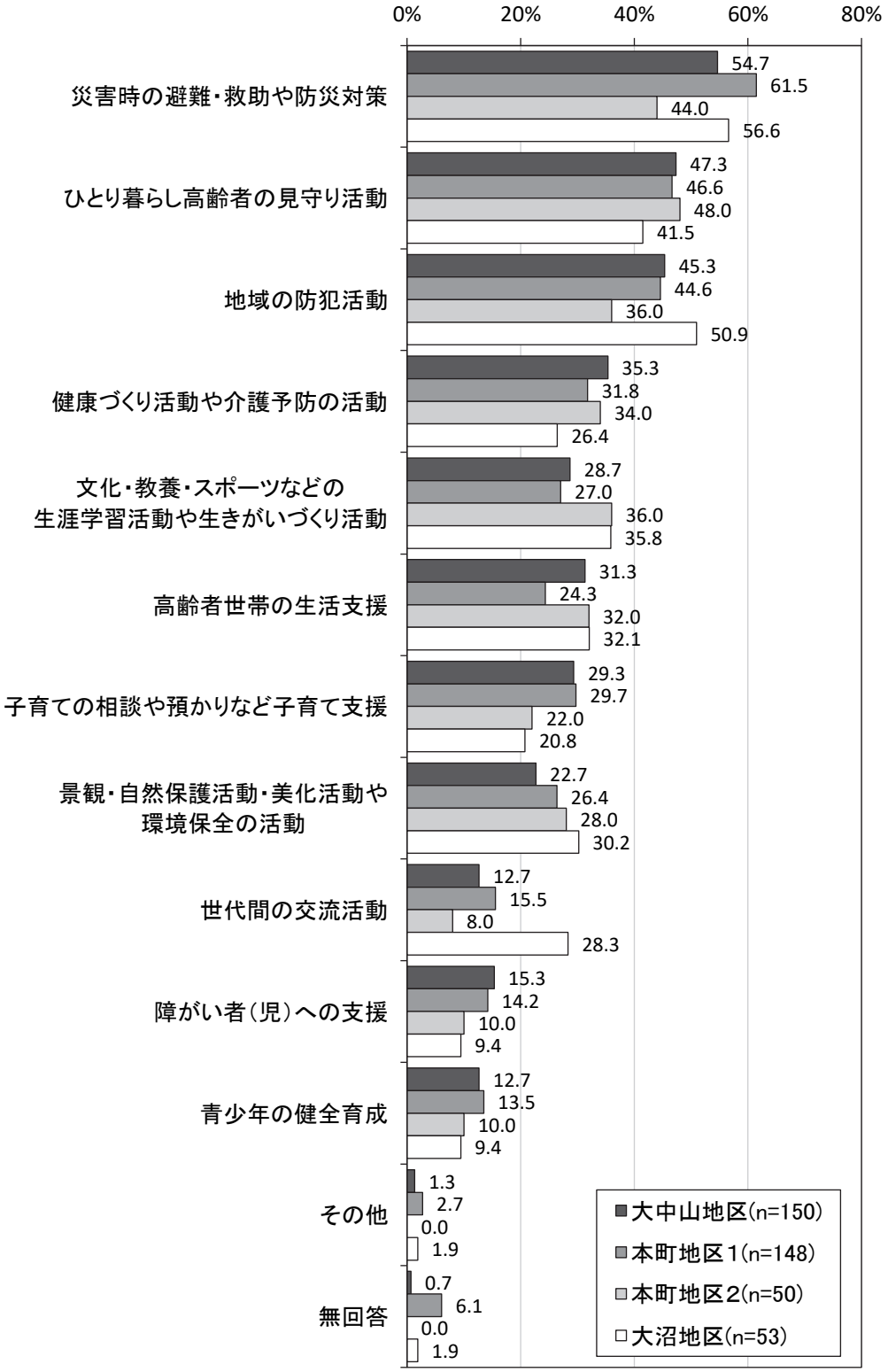

（５）地域での助け合いの輪を広げるために重要なこと【複数回答】

地域での助け合いの輪を広げるために重要なことを居住地域別でみると、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が上位回答になっています。

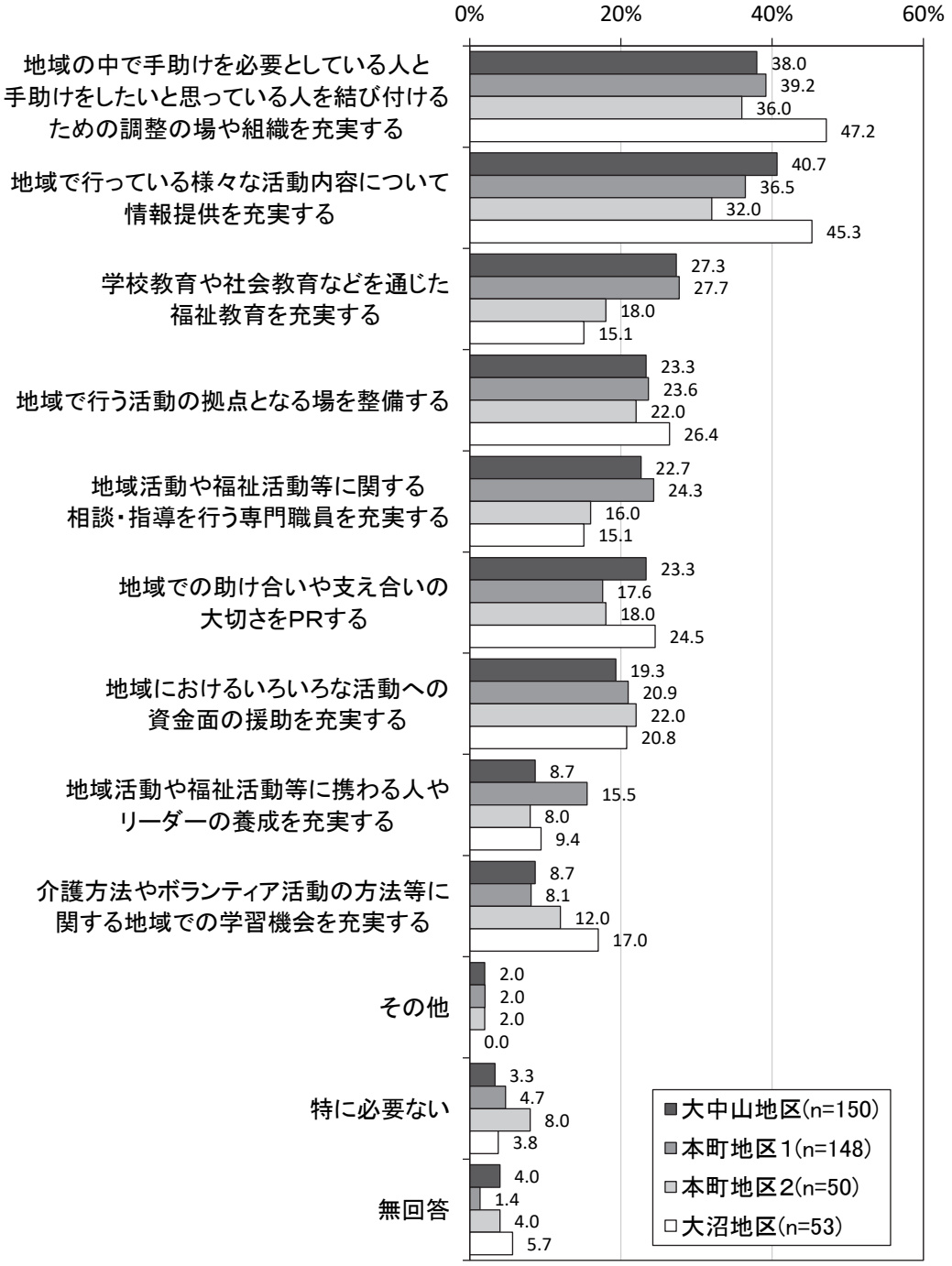

（６）緊急時の災害時要支援者への対応

緊急時の災害時要支援者への対応を全体でみると、「自発的に手助けする、手助けしてもいい」が59.8%で最も多く、次いで「わからない」（14.6%）、「町内会から要請があれば、手助けする」（11.6%）が続いています。

年齢別に「自発的に手助けする、手助けしてもいい」をみると、60代及び70代は約50%と他の年齢に比べて少なくなっています。また、70歳以上では「手助けできない、手助けしない」と回答した人が10%を超えています。

居住地域別に「自発的に手助けする、手助けしてもいい」をみると、大沼地区は50.9%と他の地区と比べて少なくなっています。

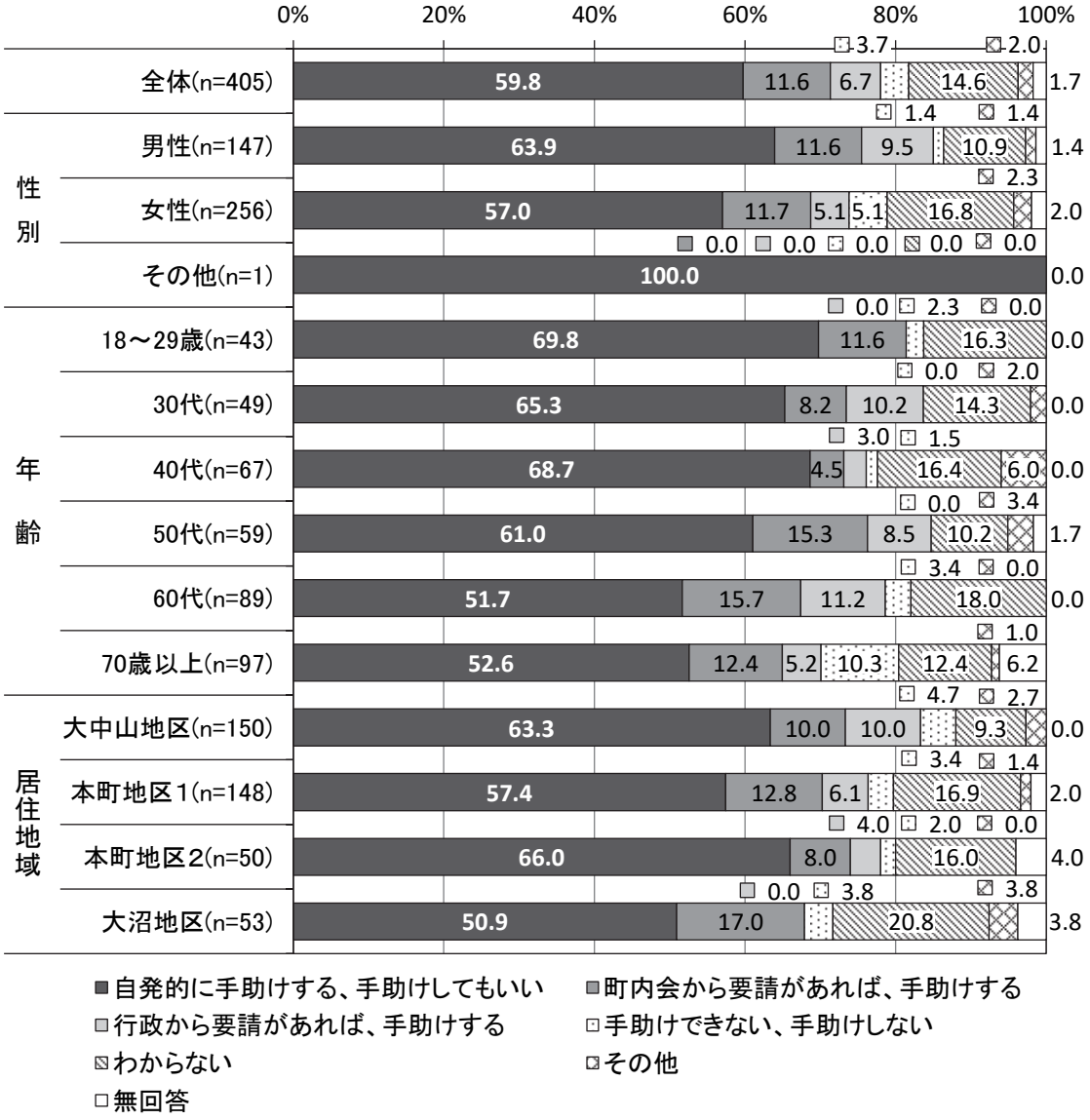

（７）地域福祉への関心度

地域福祉への関心度を全体でみると、「とても関心がある」（6.2%）、「ある程度関心がある」（56.0%）の合計62.2%が地域福祉に関心があると回答しています。

男女別でみると、女性の方が地域福祉に関心があると回答した方が多くなっています。

年齢別に「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計をみると、年齢が高くなるにつれてその割合は多くなり、70歳以上では74.2%となっています。

居住地域別に「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計をみると、本町地区２は60%を下回っています。

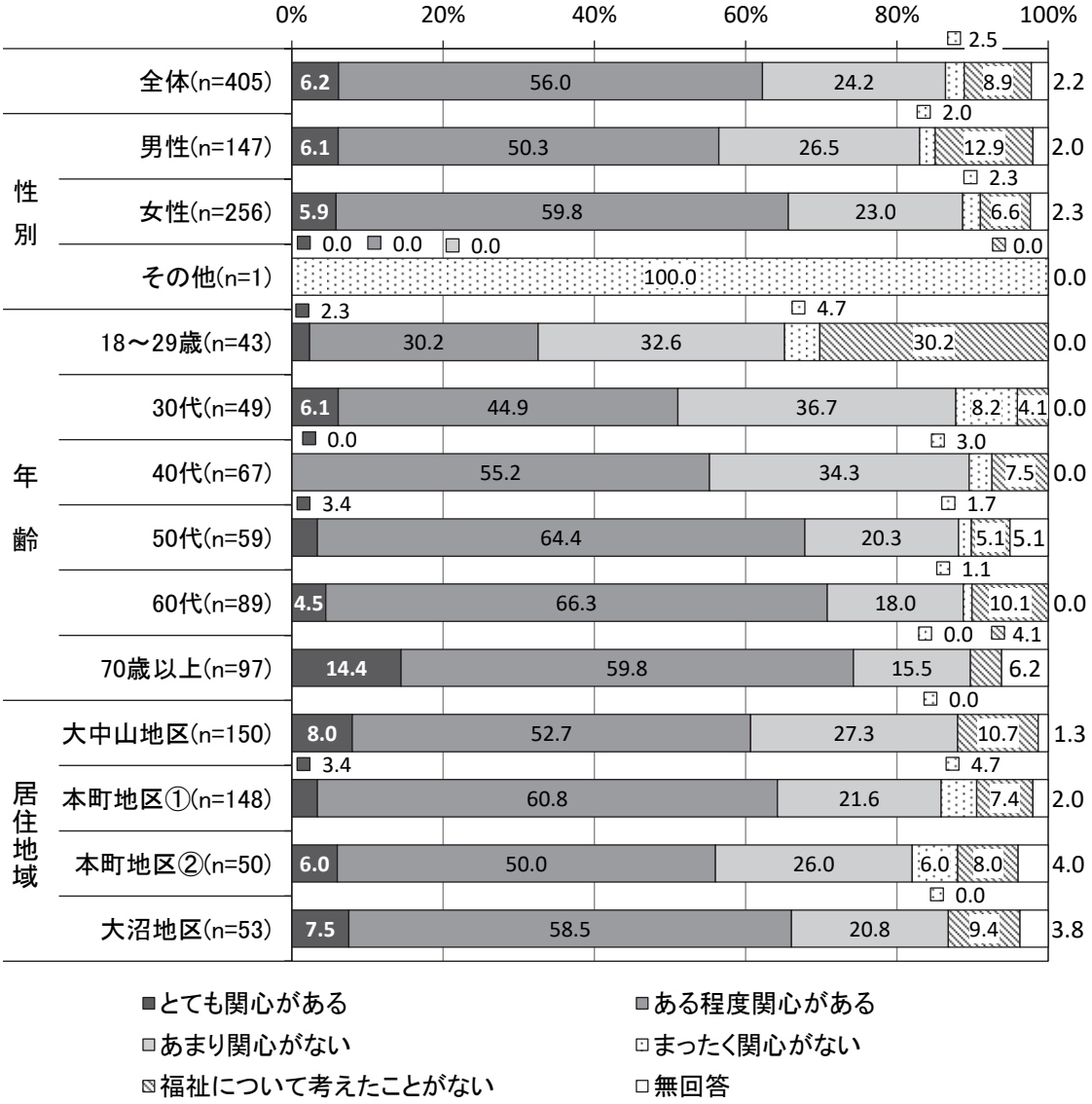

（８）地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこと【複数回答】

地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきことを居住地域別でみると、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「身近なところでの相談窓口の充実」が概ね上位回答になっていますが、大沼地区は「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が多い状況です。

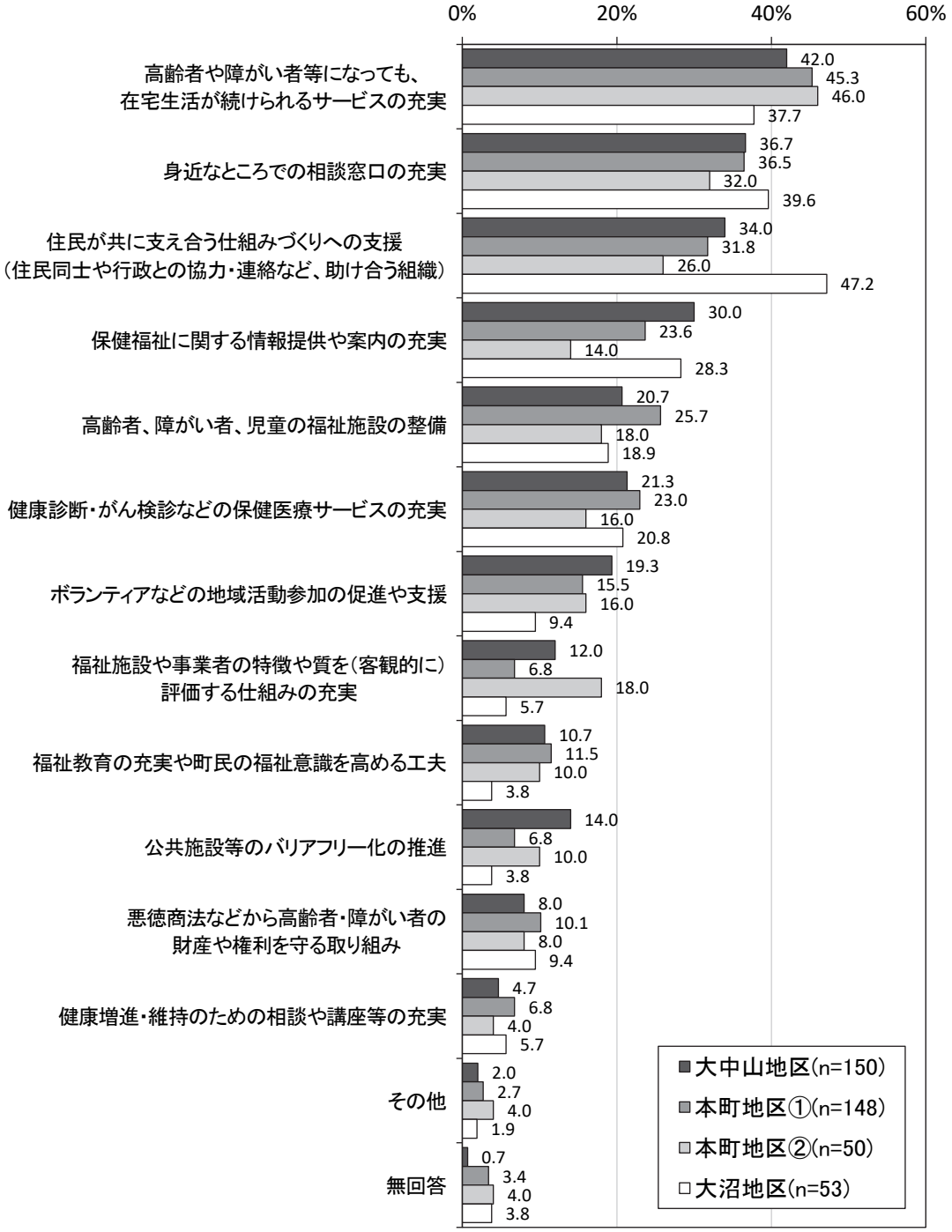

３．課題のまとめ

（１）地域における支え合いの推進

近所であいさつをしたり協力することは当然とする考えが多く、災害時などの緊急時には手助けする人が多くいます。近年は地域の関係が薄れているといわれていますが、付き合い方としては日常的には“ゆるやかな関係”でありながら、いざという時には協力し合う関係が現実に近いと考えられます。

共助を推進するために基本的な考え方は概ね浸透していると考えられるため、情報提供の仕組みづくりや、支援を必要としている人と支援をする人とがマッチングできる仕組みの充実を通じて、地域活動の活発化や地域における支え合いを進めていくことが必要です。

（２）在宅支援サービスの充実

当町が積極的に取り組むべきこととして「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」との回答が多いことから、今後も公的な福祉サービスや町が実施している生活支援サービスの充実が求められています。

全国的な傾向と同様に当町においても担い手不足がみられることから、在宅支援サービスの充実には担い手確保の対策が必要となります。

また、地域において支援を必要としている人をサービスに結び付けるため、相談支援の充実や地域ネットワークに基づく重層的な支援体制づくりが求められます。

（３）安全・安心な地域づくりの推進

高齢化の進展に伴い、今後は認知症高齢者の増加が見込まれることになります。認知症高齢者や障がいのある人など判断能力が不十分な方を法律面や生活面で支援するため成年後見制度の利用促進を図る必要があり、これまでの取組と併せて地域における支援のネットワークづくりを進めていく必要があります。

また、防災の面においては、地域で協力して行った方がいいこととしては防災活動や防犯活動が上位回答となっており、安全・安心への関心は依然として高いと考えられます。

第３章　計画の基本的な考え方

本計画では第４期における基本理念、施策目標を継承しつつ、新たな計画課題に対応できるよう、また、分かりやすさに配慮し、見直しを行いました。

１．基本理念

温暖な気候と肥沃な土壌、豊かな水に恵まれ、北海道開拓の基礎となる西洋農法発祥の地である当町は、水田、果樹、野菜、花き、酪農、畜産など多様な営みがあり、野菜花きのブランド化が進んでいます。また、大沼国定公園の駒ヶ岳を背景とした四季折々の景観に、観光客が多数訪れるまちでもあり、夏の「大沼湖水まつり」、冬の「大沼函館雪と氷の祭典」が賑わいをみせています。加えて、「赤松街道」は日本の道百選に選ばれ、その歴史性を認められ、国土交通省より道内唯一の「歴史国道」に選定されています。

この誇りある七飯町が、さらに住みやすく、暮らしやすい、安全・安心で豊かなまちとなるよう、人と人との思いやり、支え合いで実現するよう、次の基本理念を掲げ、その実現を目指します。

－ 基本理念 －

安全・安心・豊かな支え合いのまち
思いやりななえ

２．施策体系

基本理念

安全・安心・豊かな支え合いのまち　思いやりななえ

基本目標	施策の方向
基本目標１ 支え合いのまちづくり	１．地域福祉の土壌づくり ２．支え合いの仕組みづくり ３．地域活動の促進
基本目標２ 多様なサービスのまちづくり	１．情報提供と相談支援の充実 ２．健康づくりの推進 ３．生活支援の充実
基本目標３ 安全・安心なまちづくり	１．防災・防犯対策の推進 ２．権利擁護の推進 ３．快適な生活環境の整備

第４章　推進する施策

基本目標１　支え合いのまちづくり

１. 地域福祉の土壌づくり

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がい者などの困っている人たちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら、地域福祉の考え方は「全ての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

近頃は近隣との付き合いや地域への関心も薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にし、地域福祉への理解を啓蒙していくことが福祉意識の充実のために大切です。

〔現状・課題〕

■地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による福祉の町づくりをすることが重要です。

■一人ひとりが大切にされ地域において安心した生活を送ることができる地域づくりには、各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力が必要となっています。

■町民アンケート調査によると「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した方が52.1％を占めているものの、若い年齢になればなるほど地域福祉の関心度は低くなっており、今後も地域福祉の考え方について周知・啓発を図っていく必要があります。

■当町では民生委員児童委員協議会と連携し、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動を支援していますが、令和５年12月１日現在の民生委員児童委員の定員充足率は70％で大幅な欠員が出ている状況です。

〔方　針〕

▽あらゆる機会を通じて、福祉に関する広報・啓発を推進します。

▽地域福祉を支える団体や人材の活動を支援します。

▽民生委員児童委員の担い手の確保を推進し、定員充足率の向上を図ります。

事　業	内　容
福祉についての広報・啓発	地域推進事業（町社協）を本町地区・大中山地区・大沼地区の３ブロックに分けて実施し、福祉についての理解・知識を高める広報・啓発活動を行います。
学校における福祉学習の推進	総合的学習や社会科の学習などにより福祉体験を推進し、福祉の心を育てます。
社会福祉協議会への支援	地域福祉において中心的役割を担う町社協への支援を行うとともに、町社協と協働し支え合いのまちづくりに向けた事業を行います。
民生委員児童委員への支援	町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員児童委員の活動への支援を行います。 また、民生委員児童委員の担い手確保により、定員充足率の向上を図ります。

2. 支え合いの仕組みづくり

七飯町でも少子高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者が増加しており、地域での孤立が懸念されています。また、地域によって高齢化率に差がみられ、各地域の実情に応じた地域福祉活動が求められます。

一方で、町内会加入率は、減少傾向にあり、地域でのつながりや隣近所との関係が希薄化する傾向があります。

いざという時に頼れるのは“お隣さん”であり、普段からのご近所とのつながりが大切です。自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

〔現状・課題〕

■一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等には民生委員が訪問し、介護総合支援センター「安心ななえ」等と連携しながら支援を必要とする人の把握に努めています。

■町社協と町内会が連携しながら一人暮らし高齢者等の見守り活動を進めていますが、全町内会での実施には至っていません。

■町民アンケート調査では、地域での助け合いの輪を広げるために重要なこととして「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるため

の調整の場や組織を充実する」「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」が上位回答になっています。今後も、町社協のボランティアセンターやボランティア活動の充実を図るとともに、これら活動の町民への周知活動の充実が求められます。

〔方　針〕

▽一人暮らし高齢者など支援が必要な住民の実態把握を継続します。

▽町内会を単位とした見守り活動を充実させます。

▽子どもや子育て家庭の見守り活動を推進します。

▽町社協のボランティアセンターの活動を支援するとともに、様々な分野でボランティアが活発に行われるよう、生活支援サポート事業やボランティアポイント制度の周知・広報に努めます。

事　業	内　容
要配慮者支援体制の構築	町社協、民生委員、消防部門との連携により、要配慮者の把握、支援体制の構築を推進します。
高齢者の見守り活動の推進	地域要援護者支え合い事業（町社協に委託）の実施により、町内会と連携し一人暮らし高齢者等の見守り活動を推進します。
子育て家庭の見守り	赤ちゃん訪問などの母子保健事業を通して子育て家庭を見守り、家庭のSOSのサインを早期にキャッチして適切な支援に結び付けます。
子どもの安全対策の推進	子どもが不審者から声をかけられた場合などに駆け込むことができる「子ども110番の家」の設置箇所数を増やします。
ボランティア活動の促進	ボランティア活動の活性化を図るため、町社協のボランティアセンターが中心となり、ボランティア団体や個人ボランティアの活動を支援します。
生活支援サポート事業・ボランティアポイント制度の周知・広報	様々な分野でボランティア活動が活発に行われるよう、有償ボランティアによる生活支援を行う生活支援サポート事業・ボランティアポイント制度の周知・広報に努めます。

七飯町ボランティアセンターの活動

ボランティアセンターでは、より多くの地域のみなさまにボランティア活動への理解と関心を深めていただき、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、その活動を推進するために様々な活動を行っています。

- 団体・サークル等のボランティア活動の紹介
- ボランティア研修会の開催
- ボランティア活動をしたい人と、必要としている人、施設とのパイプ役
- ボランティアグループ等の連絡調整
- ボランティア図書等の貸し出し
- ボランティア活動中の事故に備えた保険の加入促進
- ボランティアセンターの情報誌発行

個人ボランティア登録も受付中！

また、個人ボランティア登録をおすすめしています。登録いただいた方へボランティア情報をお送りしています。「できることをできるときに」活動してみませんか。七飯町社会福祉協議会が保険料を負担して、ボランティア活動保険に加入申込します。

詳しくは、ボランティアセンターへお問い合わせください 。

七飯町ボランティアセンター（七飯町社会福祉協議会内）
住　所　七飯町本町４丁目８番１号
ＴＥＬ　0138-65-4903　　ＦＡＸ　0138-65-2542

３. 地域活動の促進

地域では、住民の「顔」がみえにくくなっているのが現状です。個人情報の適正な取り扱いの意識が高まっている反面、支援を必要とする住民の実態がとらえづらくなっており、災害時要配慮者対策、町内会や民生委員児童委員、障がい者の当事者団体等の活動に支障が出ています。そうした現状を踏まえながらも、住民相互の協力関係をどう築いていくかが問われています。

〔現状・課題〕

■町内には73の町内会があり、６つの連合会が組織されています。町内会では、町・町社協・関係団体と連携し、防災･防犯、交通安全運動、環境づくりなど住民の福祉の向上と安全・安心のまちづくりを進めています。

■当町では、地域課題に関する意見交換を行う場として大沼・本町・大中山の３地区において地域福祉推進会議を開催しています。

■令和４年４月１日に北海道ケアラー支援条例が制定され、市町村において「ケアラー※3の交流拠点の整備」に取り組んでいくことが求められています。

■町民アンケート調査によると、最近１年間で参加している地域活動は「町内会活動」や「近所のお祭り、盆踊り」がそれぞれ20%超で上位回答になっている一方、地域活動に参加したことはない方が約半数いる状況です。参加したことがない理由は「仕事や家事が忙しく時間がとれない」が突出しているものの、「どのような活動があるかわからない」が上位回答になっており、地域活動をいかに周知していくかが課題であると考えられます。

〔方　針〕

▽地域活動の主体となる町内会の活動を支援します。

▽地域において、当事者や介護者（ケアラー）の交流活動が展開されるよう支援します。

事　業	内　容
各町内会の活動支援	町内会が主体で行われる様々な活動を支援します。

※3　ケアラー
高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

事　業	内　容
地域における交流活動への支援	当事者同士のサロン活動や介護者の家族会をはじめとする様々な交流活動を支援するとともに、町民への周知を図ります。
地域福祉推進会議の開催支援	地域における身近な問題点、要望や提案など、誰もが率直に意見交換ができる場として、地域における地域福祉推進会議の開催を支援します。
高齢者の生きがい拠点事業の推進	高齢者の生きがい拠点となる場の充実に向けて、地域交流サロン事業や地域介護予防活動支援事業を行います。
参加支援事業 （社会とのつながり応援事業）	既存の社会参加に向けた支援では対応できない地域生活課題を抱える方に対し、各団体・企業等との連携のもと、活動の機会を提供します
地域づくり事業	既存の地域づくりに関する取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における多様な主体による取組のコーディネートを行います。

基本目標２　多様なサービスのまちづくり

１. 情報提供と相談支援の充実

各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。

そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。

また、身近な地域で相談できる体制づくりをさらに進めるとともに、多様化・複雑化する課題の解決に対応できる包括的で重層的な相談支援の体制づくりが求められています。

〔現状・課題〕

■高齢者や家族の総合相談窓口として、介護総合支援センター「安心ななえ」を設置し、関係機関と連携しながら相談対応にあたっています。相談件数は増加しており、その内容も多様化・複雑化してきています。

■障がいのある人の相談は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、相談支援事業が位置付けられており、福祉サービスの利用援助や各種相談に対応しています。

■地域における身近な相談者である民生委員児童委員が支援の必要な人の声かけや関係機関への連絡などを行っています。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※4を町社協に配置し、有償ボランティアによる生活支援サポート事業や住民主体で取り組む地域介護予防活動支援事業を中心に対応を行っています。

■障がいのある人を対象としたアンケートでは、相談しやすい体制づくりに必要なこととして「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」と併せて「専門的な知識が豊富な相談者がいる」が上位回答となっており、多様化・複雑化している相談内容に包括的に対応できる体制をつくるとともに、専門知識をもつ関係機関との連携体制の充実を図る必要があります。

■当町では、社会福祉法の改正に伴い創設された重層的支援体制整備事業を令和３年度よ

※4　生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

り開始し、包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ※5等を通じた継続的支援事業の実施により、多様化・複雑化した相談に対応しています。

■令和４年４月１日に北海道ケアラー支援条例が制定され、市町村において「ケアラーとその家族が身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備」「分野横断的な連携・協議体制の整備促進」に取り組んでいくことが求められています。

〔方　針〕

▽利用者や介護者（ケアラー）の側に立った相談窓口の充実を推進するとともに、多様化・複雑化している相談に対し、介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野が協働し、包括的に対応を行います。

▽介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関との情報連携の促進に向けて定期的に会議を開催し、情報共有に取り組みます。

事　業	内　容
包括的相談支援事業	相談機能の充実に向けて、介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性・世代・相談内容等にかかわらず、町民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。
多機関協働事業	「介護総合支援センター安心ななえ」に社会福祉士・保健師を配置し、介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野に属さない相談や、8050問題※6等、複数の課題を抱えている世帯に対し、関係する多機関と協働し支援方法の検討を行います。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	引きこもり状態にある者、支援が必要であるが地域から孤立している等、複雑化・複合化した課題を抱え支援の手が届いていない方に対して、本人との関係を構築し、本人の同意を得て適切な支援につなげられるよう継続的な支援を実施します。

※5　アウトリーチ
生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

※6　8050 問題
子どもの「ひきこもり」を背景として、80代の親が50代の子どもの生活を支えるため親が精神的にも経済的にも負担を強いられるという社会問題のこと。

事　業	内　容
相談機関との連携による情報の提供	介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関とのネットワークをはじめ、民生委員児童委員との連携により、情報提供体制の充実に努めます。
分かりやすい情報提供体制の充実	専門用語・カタカナ用語の使用は極力控え、分かりやすい表現に努めるとともに、障がいのある方、高齢者などにとっても見やすい字体による福祉情報を提供します。

2. 健康づくりの推進

健康づくりや介護予防は地域のみんなで取り組もうとする行動が起こされています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

新しい健康づくりのイメージ

〔現状・課題〕

■健康づくりは一人で取り組むよりもみんなで取り組んだ方がいいという新しい健康づくりの考え方（ヘルスプロモーション）に基づき、今後は食生活・運動を基礎とした健康づくりを地域のみんなで実践し、“健康の連鎖”を広げていくことが大切です。

■当町では健康づくり基本計画を策定し、様々な機会を通じて健康づくりに関する情報提供や周知・啓発活動を行っています。また、生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けて、各種健診（検診）や健康教育を計画的に実施しています。

■当町では、町社協やスポーツ関係団体が運動を通じた健康づくりに取り組んでいるほか、民間事業者への委託による健康づくり体操教室など介護予防の取組も進められています。

■当町は喫煙率が高いことや飲酒の頻度が高いことが課題となっているほか、近年は自殺が増加しており、これらへの対応を進めていくことが必要とされています。

〔方　針〕

▽広報ななえや町ホームページだけでなく、様々な機会を活用して健康づくりに関する情報提供や啓発活動を推進します。

▽地域における健康づくり活動や介護予防の取組を支援します。

▽保健・医療・福祉の連携を強化します。

事　業	内　容
健康づくりの周知・啓発	町民一人ひとりが健康に関心をもち、自身の状態に合わせた健康づくりや生活習慣の改善を実践できるよう、様々な機会や場を通じて健康づくりに関する情報提供や啓発活動を行います。
保健事業の推進	妊娠・出産・子育ての各段階における健康診断やがん検診など、各種保健事業の推進を通じて、病気の早期発見や早期対応、重症化予防を推進します。
身体活動の場の充実	地域や関係機関と連携しながら、スポーツ教室や介護予防教室など、気軽に身体活動を行うことのできる場づくりを推進します。
食育の推進	町民が食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけられるよう、年代に応じた食育を推進します。 また、食に関する体験機会の創出や学校給食における地元産食材の活用など、地域に根差した食育を推進します。
自殺予防の推進	心の健康に関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。 また、ゲートキーパー※7をはじめとした自殺対策を支える人材の育成を図るとともに、地域における自殺予防ネットワークの充実を図り、困難な状況にある方や生きづらさを感じている方を支援する体制づくりを行います。

※7　ゲートキーパー
自殺のリスクの高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人のこと。

3. 生活支援の充実

高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスが必要になります。福祉サービスを必要としている人は増加しているだけでなく、本人が抱えている課題が複雑化・複合化している傾向もみられます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して公的なサービスを適切に活用するとともに、町及び町社協によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを必要に応じて組み合わせていくことが大切です。

〔現状・課題〕

■今後も住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、既存の福祉サービスを充実させることをはじめとして、地域の実情に応じた福祉ニーズに適合した生活支援サービスを展開することが求められています。

■買い物や通院などの外出が困難になり、地域で生活することができなくなる高齢者が増えてきています。これを少しでも解消するため、日常の買い物や通院などが円滑にできるよう支援する必要があります。

■町民アンケート調査によると、地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこととして、「高齢者や障がい者等になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が43.2%で最も多く、在宅生活を支援するサービスの充実が求められています。

〔方　針〕

▽福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

▽当町において福祉サービスの担い手不足が深刻化してきているため、介護人材の確保に向けた支援を行います。

▽生活支援コーディネーターをはじめとする町社協の活動を通じて、地域における住民同士のきめ細かな生活支援の促進を図ります。

事　業	内　容
在宅サービスの充実	介護保険事業や障がい福祉サービスなど公的な福祉サービスの充実を図ります。 また、地域交流サロン事業や外出支援サービス事業（町社協に委託）を継続し、高齢者等の在宅生活や社会参加への支援を行います。
サービスの質の向上への支援	町内の事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、情報提供や研修への支援を行います。
介護人材確保への支援	町内で福祉サービスを提供している事業所の人材確保を支援するため、介護職員初任者研修の受講費用の一部を助成します。 また、介護人材の確保・定着に向けた奨励金の支給を検討します。
生活支援サポート事業	町社協に配置した生活支援コーディネーターが、生活支援サービスを受けたい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（サポート会員）とをコーディネートし、会員相互の信頼関係をもとに、有償にて依頼会員の生活支援を行います。
ＮＰＯ※8等への支援	ボランティア、ＮＰＯ等による地域課題解決に向けた取組を支援するなど、地域における住民の主体的な取組を推進します。
生活困窮者等への自立支援の充実	関係機関と連携し、生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえ、本人の自立に向けた支援を行います。

※8　NPO
営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う団体の総称のこと。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて設立された法人のことを指します。

基本目標３　安全・安心なまちづくり

１. 防災･防犯対策の推進

当町では、地域防災計画に基づいて避難行動要支援者※9に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めています。

災害による被害を最小限に抑えるためにも、こうした行政主導の避難誘導に加えて、町内会や自主防災組織などを主体とした地域での避難誘導活動が必要不可欠となっています。

〔現状・課題〕

■一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等には民生委員が訪問し、介護相談支援センター「安心ななえ」等と連携しながら支援を必要とする人の把握に努めています。

■町民アンケート調査によると、地域で協力していった方がいいと思うこととして、「災害時の避難・救助や防災対策」と回答した人は56.0%で最も多く、災害発生など緊急時に手助けをしても良いと回答した人は全体の80%を占めており、地域や隣近所における共助の素地はできていると考えられます。

■一方、町民アンケートで災害時に避難できないと回答した人は12.6%となっており、避難できない理由として「避難場所が分からない」と回答した人が35.3%いる状況にあるため、今後も継続して防災に関する周知・啓発活動を行っていく必要があります。

〔方　針〕

▽一人暮らし高齢者等支援が必要な住民の実態把握を継続するとともに、災害時の避難において支援が必要な方の避難行動要支援者個別計画の策定を推進し、災害時の避難誘導や安否確認に備えます。

▽防災・減災及び防犯に関する情報提供を充実させます。

※9　避難行動要支援者
　災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人のこと。

事　業	内　容
防災に対する啓発と情報提供の充実	自助・共助・公助に関する周知・啓蒙を行い、町民に“自分の身は自分で守る”という意識付けを図ります。 災害への備えや地域における危険箇所、避難所等の情報提供を行い、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
避難行動要支援者の支援	町内会、民生委員児童委員や関係機関が連携して要配慮者の把握を行います。 また、災害時の避難において支援が必要な方の支援体制づくりに向けて避難行動要支援者個別計画の作成を推進します。
防災訓練の実施	町内会単位で、地区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。
地域における防災活動の推進	地域における防災・減災に向けた啓発活動を推進し、自主防災組織の育成に努めます。
防災用資機材及び災害時備蓄品の整備	役場庁舎及び避難所への防災用資機材や災害時備蓄品の整備を推進します。
地域防犯体制の充実	町内会単位の防犯パトロール活動を推進するほか、広報等により防犯に関する情報提供に努め、地域の安全確保を図ります。
消費者被害の防止	日常的に行う啓発活動を通して消費者被害全般に対する住民の危機意識の醸成を図ります。 殊に特殊詐欺の新たな手口を迅速かつ正確に住民に周知するため、警察等関係機関と連携し、情報共有を図ります。
再犯防止対策の推進	犯罪（再犯を含む。）や非行の未然防止のため、町民の防犯意識と地域ぐるみの見守り体制を含めた総合的な防犯活動を推進します。 また、犯罪を犯した人や非行のある子どもが社会の構成員として受け入れられるよう、町民理解の促進を図ることで、安全で安心なやさしいまちづくりを目指します。
社会を明るくする運動の普及啓発	毎年７月に犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの理解を深め、犯罪のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」の実施を支援し、保護司会をはじめ、警察や防犯協会など関係機関と連携し、その普及啓発に努めます。

2. 権利擁護の推進

認知症や知的障がい者等の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められるときに、その判断能力が不十分のため不利益を被ることが考えられます。また、いわゆる社会的弱者と呼ばれる人への近親者による虐待も年々増加傾向にあります。

このため、こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度などを活用して、利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められています。

〔現状・課題〕

■高齢者虐待の事例をみていくと、認知症のある人が大半を占めている現状にあります。今後、認知症のある人の増加が見込まれるとともに虐待事例が増加する可能性があります。

■子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待について、地域で関心を高め、地域住民と関係機関が協力して虐待の防止や早期発見・早期対応を進める必要があります。

■当町では、令和２年度に中核機関※10を介護総合支援センター「安心ななえ」に設置するとともに、令和３年度から成年後見セミナーを開催するなど、成年後見制度の利用促進に努めています。

■町長の法定後見申し立ては令和３年度に３件、令和４年度に５件の実績があり、増加傾向がみられる状況です。

〔方　針〕

▽地域で自立した生活が維持できるよう権利擁護制度の利用促進を図ります。

▽関係機関が連携し、虐待やＤＶ※11の早期発見、早期対応を図ります。

※10 中核機関
　権利擁護の支援を必要とする人に対して迅速かつ適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関のこと。

※11 ＤＶ
　「domestic violence」の略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

事　業	内　容
虐待防止の周知・啓発	子どもへの虐待、高齢者や障がい者への虐待、男女間の暴力等に関する情報提供と未然防止のための周知啓発を図ります。 また、身近に相談できる窓口として、介護総合支援センター「安心ななえ」などの相談窓口について住民に周知を図ります。
虐待の早期発見・早期対応	保健福祉関連部署や福祉関係機関との連携により、虐待の早期発見•早期対応を行う体制づくりを推進します。 また、ネットワーク会議を開催し、虐待に関する個別ケース検討や情報共有などを図り、虐待の未然防止を図ります。
成年後見制度の周知と利用者への支援	成年後見セミナーの開催等を通じて成年後見制度の周知・啓発を図ります。 また、成年後見制度の利用が必要な方で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、町長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。
中核機関の設置と地域連携ネットワークの整備	地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。 介護総合支援センター「安心ななえ」に設置した中核機関において成年後見制度の広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の４つの機能を提供するとともに、「チーム」「協議会」「中核機関」の要素によって構成される地域連携ネットワークの整備を推進します。
権利擁護人材の育成	関係機関との連携により市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度を支える人材の育成を図ります。
日常生活自立支援事業の周知	判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、町社協が実施する日常生活支援支援事業について、普及・啓発を図ります。

3. 快適な生活環境の整備

自力で通院が困難な高齢者や障がい者などの通院手段を確保するために移送サービスを提供していますが、生活の質を向上させるためには、通院に限らず買い物や趣味、文化活動など多様な活動に参加するための手段が必要となっています。

地域で暮らす人たちが、社会活動や福祉活動、レクリエーションなど、様々な活動に自由に参加できるような、安心して外出できる環境づくりが求められています。

〔現状・課題〕

■バリアフリー新法や各種計画に基づき、公共施設の新設や改修の際にバリアフリー※12化の対応を行うとともに、ユニバーサルデザイン※13化を推進しています。

■民間の建築物についても、不特定多数の住民が利用する施設や公共機関、病院等を中心にバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進を図っています。

■高齢者のアンケート調査では、高齢者福祉で力を入れてほしい施策として「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が51.1％を占めて上位回答となっています。

〔方　針〕

▽公共施設、道路、公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。

▽高齢者、障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もが安心して活動できる環境づくりを推進します。

▽高齢者や障がいのある方の外出を支援するため、移動支援の拡充を図ります。

事　業	内　容
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の計画的な改修に合わせ、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を図ります。
公共交通機関のバリアフリー化等の促進	駅舎や電車、バスについて、障がいのある方や高齢者などの利用に配慮した施設等の改善を働きかけていきます。

※12　バリアフリー
高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。

※13　ユニバーサルデザイン
障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

事　業	内　容
道路・橋りょうの維持補修	快適で安全な道路環境をきめ細かな維持管理を行います。また、地域や関係団体の意見を聴き、必要性・緊急性を踏まえた上で、歩道の段差解消や点字ブロックの設置を推進します。
交通安全施設の維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。
交通安全教育の充実	子どもたちを交通事故から守るため、関係機関、団体等と連携を密にし、交通安全教育の充実を図ります。
移動支援の充実	福祉有償運送サービス及び有償ボランティアによる外出支援サービスを通じて移動支援を推進します。
地域公共交通の利便性向上	「七飯町地域公共交通計画」に基づき、住民・事業者・行政が一体となって育てる、より使いやすく、持続可能な地域公共交通網の形成を目指します。

第５章　計画の推進

１．住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉を推進していくために、住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政等の主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。

総合的・長期的な視点から計画を推進し、地域の様々な主体が協働で地域福祉の推進を目指して取り組んでいきます。

■地域福祉の推進のイメージ図

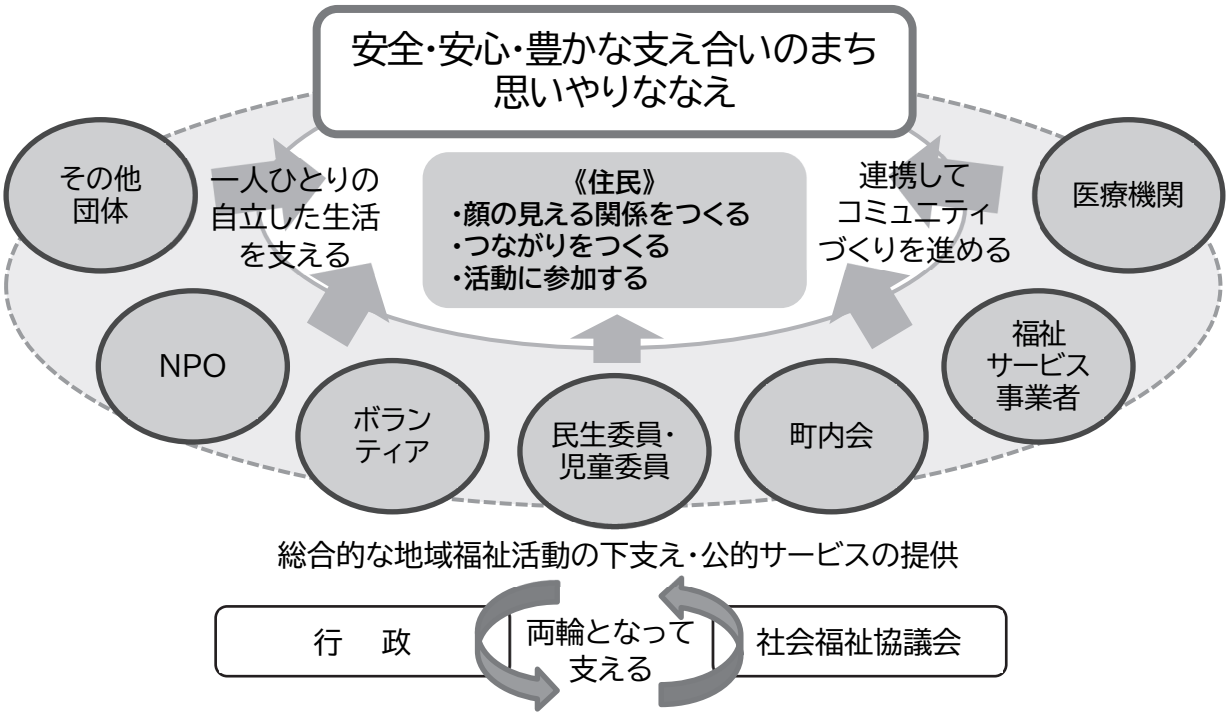

２．社会福祉協議会との連携による計画の推進

町社協は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置付けられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。

本計画の目指す地域の姿・基本目標を共有し実現に向けて取り組んでいく上で、町社協と連携強化を図り、地域福祉推進の両輪となって目指す姿の実現を目指します。

３．計画の推進及び進行管理

本計画の具体的な推進にあたっては、住民や各種団体、事業者及び町社協等との連携・協力が不可欠です。

また、地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、下記に示したＰＤＣＡサイクルによる適切な進行管理を行います。

■ＰＤＣＡサイクルのイメージ

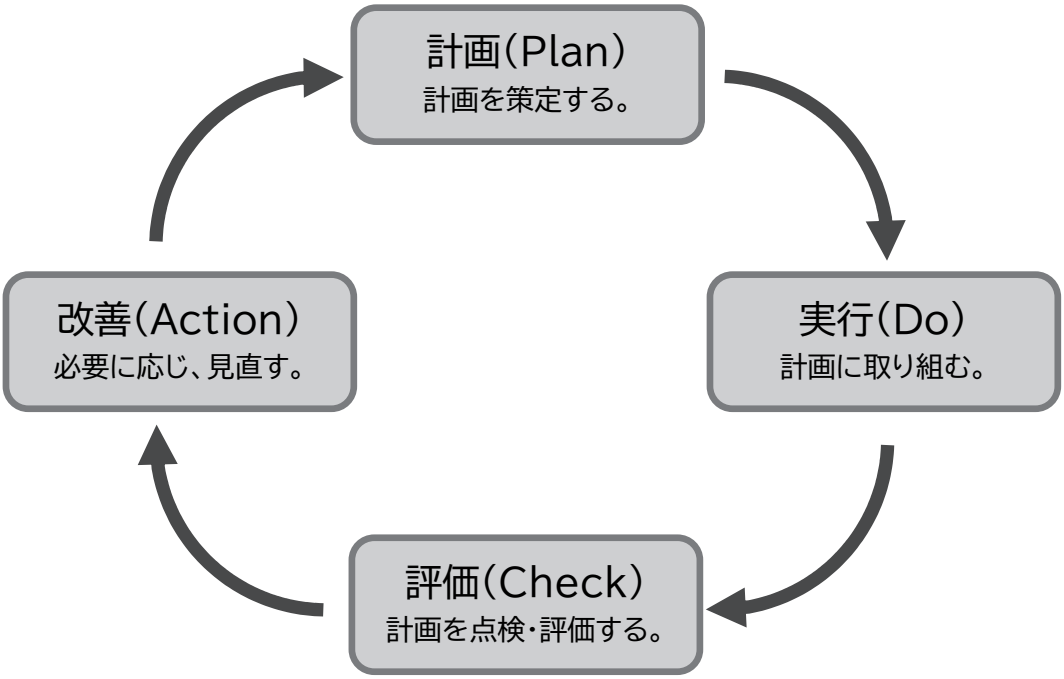

資料編

七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、七飯町の全ての町民が健康で豊かな生活を送ることができるよう保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進する七飯町総合保健福祉計画（地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画及び健康づくり基本計画）策定（見直し）のために、七飯町総合保健福祉計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　計画策定委員会の所掌事項は、町長の諮問に基づく七飯町総合保健福祉計画の策定（見直し）に関することとする。

（組織）

第３条　計画策定委員会は２５名の委員をもって組織し、委員長１名を置く。ただし、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

２　委員は、地域住民、福祉・保健・医療関係者及び学識経験者の中から町長が委嘱する。

３　委員長は、委員の互選による。

４　計画策定委員会に次の各号に掲げる部会を設置する。

（１）地域福祉部会

（２）高齢者保健福祉・介護保険部会

（３）障がい福祉部会

（４）健康づくり部会

５　前項各号に規定する部会は、それぞれ最大８名の委員で構成し、各部会ごとに部会長１名を置く。

６　第４項各号に規定する部会は、それぞれ次の各号に掲げる計画策定を担当する。

（１）地域福祉部会	地域福祉計画
（２）高齢者保健福祉・介護保険部会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（３）障がい福祉部会	障がい者プラン・障がい福祉計画
（４）健康づくり部会	健康づくり基本計画

（職務）

第４条　委員長は計画策定委員会を、部会長は部会をそれぞれ総括する。

２　委員長又は部会長に事故あるときは、委員長又は部会長の指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　計画策定委員会は委員長が、各部会会議は部会長がそれぞれ必要に応じて招集し、委員長又は部会長がそれぞれ議長となる。

２　計画策定委員会及び各部会会議は、出席委員の過半数をもって決する。

（事務局）

第６条　計画策定委員会の事務局は、福祉課及び子育て健康支援課に置き、計画策定委員会の庶務を処理する。

２　事務局体制は次のとおりとする。

担　当　区　分	担　　当　　係
総括	福祉課 地域福祉係
地域福祉部会	福祉課 地域福祉係
高齢者保健福祉・介護保険部会	福祉課 介護保険係
障がい福祉部会	福祉課 障がい福祉係
健康づくり部会	健康推進課 保健予防係

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、計画策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月　１日から施行する。

七飯町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

部 会 名	役　　職	氏　　名	備考
地域福祉部会	七飯町社会福祉協議会会長	伊　藤　千恵子	委員長
	七飯町民生委員児童委員協議会会長	対　馬　道　則	部会長
	七飯町町内会連合会会長	堀　田　市　雄	
	ボランティア連絡協議会副会長	佐々木　尚　孝	
	北海道教育大学函館校教授	齋　藤　征　人	
高齢者保健福祉・介護保険部会	宮村内科医院院長	宮　村　拓　郎	部会長
	七飯町老人クラブ連合会会長	荒　井　脩　士	
	介護者代表	村　瀬　佳代子	
	北海道社会福祉士会道南地区支部長	湯　浅　　弥	
	函館大妻高等学校校長	池　田　延　己	
障がい福祉部会	七飯町身体障害者福祉協会会長	池　田　伸　二	
	七飯養護学校校長	北　嶋　公　博	部会長
	七飯町手をつなぐ育成会会長	京　谷　俊　孝	
	自閉症者を支えよう　あっぷる代表	菅　沼　由　美	
	はぐくみの会	古　部　ト　ヨ	
健康づくり部会	七飯中学校校長	加　賀　重　仁	部会長
	宮村内科医院院長	宮　村　拓　郎	
	鍋谷歯科医院院長	鍋　谷　大　史	
	七飯町商工会女性部副部長	柴　田　良　子	
	七飯食を考える会会長	田　中　いずみ	
	七飯町町内会連合会副会長	澤　田　孝　平	
	七飯町老人クラブ連合会事務局長	関　　健　治	
	公募委員	太　田　明　代	

計画策定経過

月　　日	内　　容
令和５年８月～９月	地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり計画アンケートの実施
令和５年10月31日	第１回策定委員会 ・七飯町第５期総合保健福祉計画策定方針案の説明 ・七飯町の人口等の状況について ・制度改正等概要の説明
令和５年11月17日	第１回地域福祉部会 ・総合保健福祉計画総則たたき台について ・第５期地域福祉計画策定の概要について ・アンケート調査結果の報告
令和５年12月25日	第２回地域福祉部会 ・総合保健福祉計画総則素案について ・第５期地域福祉計画たたき台について
令和６年１月22日	第３回地域福祉部会 ・総合保健福祉計画総則素案について ・第５期地域福祉計画素案について
令和６年２月８日～２月29日	パブリックコメント制度による意見募集 （意見提出　０件）
令和６年３月12日	第２回策定委員会 ・計画案について ・パブリックコメント結果について

七飯町第５期総合保健福祉計画
【第５期地域福祉計画】
令和６年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

発行：七飯町
令和６年３月

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町６丁目１番１号
TEL　0138-65-2511（代表）　　FAX　0138-65-9280
https://www.town.nanae.hokkaido.jp/